

令和 7 年度宮崎県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 3 月 3 1 日策定

第 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本県における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

第 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、県のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

第 3 対象となる施設等

調達の対象となる施設等は障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等とする。

第 4 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

第 5 調達の対象品目

県が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

第 6 調達の推進方法

- （1）障がい福祉課は障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を収集し、その調達の推進のために各機関に提供する。
- （2）各所属は、物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）や宮崎県財務規則（昭和 39 年規則第 2 号）などの関係規定に従い、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。
- （3）各所属は、物品等の調達に当たっては、施設等の障がい特性等に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。
- （4）障がい福祉課は、障害者就労施設等に対して、物品等の品質向上や新商品開発のほか、物品等に関する情報提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促すとともに、宮崎県障がい者工賃向上計画に基づき、工賃向上支援チームを派遣するなど、障害者就労施設等の取組を支援する。

また、障害者就労施設等に対して、競争入札参加資格者名簿への登録を促進する。

第7 調達実績の公表

年度終了後、速やかに、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表する。

第8 その他

- (1) 調達の推進に際しては、国及び県のその他の調達に関する施策との調和を図るものとする。
- (2) 県の委託事業の受託者による事業に係る物品等の発注等、県が直接発注するもの以外の調達に当たっても、障害者就労施設等からの調達への協力を求める。

【参考】

（１）障害者優先調達推進法第２条第４項に規定する障害者就労施設等

- ・ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援を行う支援施設に限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）
- ・ 小規模作業所
- ・ 特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所
- ・ 在宅就業支援団体及び在宅就業者